

島根県報

令和5年11月10日(金)

号外 第 121 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	>/ →
	<i>1</i> 1/
—	/

【告 示】

道路の区域の変更 (2件)

道路の供用開始 (3件)

(道路維持課) 2

(") 4

告示

島根県告示第750号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

744 F	1/2 A				道	路	の	区	域			
種	道路の 路線名	線名		区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備	考	
								メートル	メートル			
県 道	松木口	₹ 北北伯	緽	松江市枕木町		前	14. 81~ 26. 00 38	38. 65	松江県土整備	災害復旧工事		
	枕木山線			入口489番1地先から同 488番1地先まで		後	14. 81∼ 33. 52	38. 65	事務所	拡幅		

島根県告示第751号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

34 HA				道	路	の		区		域	** + + -) . ~ [1] . [.	
道路の 種 類	路線		名	区	間	変更複の		敷地の幅		延長	管轄する地方 機関の名称	
一般国道	道 186号				城町上来原421 から同番9地	前	A	タ. 31 ⁻ 15. 50 11. 85 22. 7	6 ~	メートル 50. 23 54. 98	沂田믵十敕借	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 交通安全工事 ダブルウェイ解消
						後」	A	9. 31 15. 50		50. 23		迂回路撤去

島根県告示第752号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
県 道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷616番 6 地先から同 612番 3 地先まで	メートル 70.00	令和5年 11月10日	浜田県土整備 事務所	

島根県告示第753号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町波佐イ1124番1地先から 同1123番1地先まで	メートル 60.50	令和5年 11月10日		
県 道	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ2341番14地先から同番16地先まで	233. 00	令和5年 11月10日	浜田県土整備 事務所	
"	11	浜田市櫟田原町578番4地先から同番地 先まで	27. 30	令和5年 11月10日		

島根県告示第754号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

道路の 種 類	路線	名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	考
一般国道	186号		浜田市金城町上来原38番1地先から同 417番3地先まで	メートル 71.51	令和5年 11月10日	浜田県土整備		
"	"		浜田市金城町上来原417番3地先から同 416番1地先まで	69. 35	令和5年 11月10日	事務所		